平成２８年（フ）第１２１号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目10番12号
債務者　安西　　勇
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目10番12号
債務者　安西富美子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
さいたま市見沼区大字小深作72番地９
債務者　寒河江　健
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５８７号
埼玉県八潮市中央４丁目19番地６　ケイアールマンション203
債務者　小池　康弘
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５５号
埼玉県草加市長栄３丁目46番地１　ルミエール長栄102号
債務者　松本　早苗
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１１４２号
千葉県船橋市湊町２丁目14番７―204号
債務者　杉浦　義富
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１５７号
千葉市美浜区幸町２丁目15番６棟402号
債務者　勅使川原未渡
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１７１号
千葉市美浜区幸町２丁目13番15棟506号
債務者　加藤　涼子
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２０３号
千葉県八千代市高津832―１　高津団地６―１号棟106号室、住民票上の住所千葉県八千代市八千代台東５丁目15番４号
債務者　相川　勝美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５号
千葉市中央区鶴沢町11番２号　シティコスモ鶴沢202号
債務者　高橋　和男
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２９５号
千葉県佐倉市千成２丁目17番２号
債務者　朝香　竜也
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１４号
千葉県佐倉市上志津940番地２　田中ハイツＢ―101
債務者　桃川エドワルド　ベニテスこと　ＢＥＮＩＴＥＺ　ＥＤＵＡＲＤＯ　ＬＡＮＡＳ
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３３号
千葉県香取市佐原イ２番地６　船田アパート101号室
債務者　伊藤　里未
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第６号
高知市一宮しなね１丁目８番13―１号
債務者　鈴木　美佐
1　決定年月日時　平成28年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２号
大分市大字上宗方950番地の12
債務者　佐保　秀二
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９７号
札幌市厚別区厚別北１条４丁目１番３―102号
債務者　島田　弘子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２８号
札幌市白石区東米里2197番地70
債務者　齊藤　達也
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５２号
札幌市中央区南４条西12丁目1295番地25　アパートメントアーバン201号
債務者　江口　勇樹
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部